

第 7 0 号議案

志木市印鑑条例の一部を改正する条例

志木市印鑑条例（昭和 6 0 年志木市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「個人番号カードをいい」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

特定在留カード又は特定特別永住者証明書を用いて印鑑登録証明書の交付を申請することができることとしたいので、地方自治法第 1 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。